

## 令和2年度「地域の支え合い活動応援事業」実施要項

### 1 趣 旨

社会福祉法人岩手県共同募金会一関市共同募金委員会（以下「本会」という）は、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体または住民に向けた福祉サービスを行う団体が自ら企画・実施する事業に係る助成を行い、活動の活性化を図ることで、団体の自立や発展を促進し、住民参加による地域福祉を推進することを目的とする。

### 2 事業実施年度

令和2年度（令和2年4月から令和3年3月）

### 3 助成対象団体

一関市内で、住民の福祉向上等を目的に活動している任意のボランティア団体、自治会・町内会等の住民グループを対象とする。

- ① 民間団体・グループであり、共同募金の趣旨を理解し、運動に積極的に参加、推進する団体であること。（住民2名以上で構成されていること）
- ② 将来にわたる継続的な活動の見込があること。
- ③ 営利を目的としていないこと。
- ④ 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。
- ⑤ 令和2年度に同一の内容で他の助成事業へ決定または内定していないこと。

### 4 対象活動

- ① 地域の支え合い活動を推進するため、幼児・児童、高齢者、障がい児・者、その他の住民等を対象として行う事業及び活動
- ② 対象外となる活動
  - ア 国、県、市の公的資金（委託金、補助金、助成金、交付金）等が主たる財源となっている活動
  - イ 慰安目的の旅行（被災地への視察研修や買い物も含む）
  - ウ 産業振興等営利を目的とした活動
  - エ 同一のメンバーによる団体名義を変更しただけの活動
  - オ 施設の維持に関する経費・備品の整備や購入を主目的としているもの
  - カ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準じる活動
  - キ 家族や親類のみで行う活動、友人、知人、親類同士のための旅行
  - ク 同一の活動で既に3回の助成を受けている活動

5 対象経費

対象経費の例

| 項目             | 対象となる経費  |
|----------------|--|
| 諸謝金            | ・講師謝礼（申請団体に所属する会員等を除く）。<br>※専門的な技能・知識を有する指導者、講師等に対する謝金。（相手方からの見積書がある場合は添付すること）   |
| 消耗品・備品費        | ・事業に要する消耗品・文房具、テキスト・書籍代、作業用具代、材料代、ポット・食器等活動に使用する備品。<br>・高齢者（地域住民の交流を促進するためのもの）、障がい者等の日常生活を支援する活動のために必要な備品（視覚障がい者への点訳や朗読、ろうあ者への要約・手話などのボランティア活動や福祉事業に必要な備品）など。<br>※申請団体の所有外の建物へ備品を設置する際、所有団体の許可を取り、許可書を添付すること。<br>※2社以上の見積り合わせを行うこと。競争入札、見積もり合わせが困難な場合は、理由書を添付すること。 |
| 印刷製本費          | ・事業に要する印刷代（チラシ、ポスター、冊子等の外注）。   |
| 運搬費            | ・車両レンタル代・バス借上料及びそれらの燃料代、高速料  |
| 交通費            | ・バス代、鉄道運賃、ガソリン代  |
| 水道光熱費          | ・電気代、水道代、ガス代、灯油代   |
| 通信運搬費          | ・事業に要する郵券代、メール便など。   |
| 保険料<br>（指定の保険） | ・参加者、スタッフに対する保険料など。<br>全国社会福祉協議会ボランティア活動保険・行事用保険   |
| 広告料            | ・新聞、ラジオ等への広告料。   |
| 手数料            | ・振込手数料など。  |
| 使用料及び賃借料       | ・会場使用料、物品使用料、各種リース代など。   |

助成対象とならない経費の例

- ア 国、県、市の公的資金（委託金、補助金、助成金、交付金）等が主たる財源となっている事業及び活動に必要な機器等
- イ 公立施設（指定管理施設含む）、社会福祉施設・事業所、福祉共同作業所の事業及び活動に必要な機器等
- ウ 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な機器、その他事業とは直接関係しない機器等
- エ 除雪機及びユニフォーム等
- オ 参加者へ配布するための記念品や金券購入費及び土産代等
- カ 通常の団体運営・活動等経費（事務所の家賃や光熱水費等、通常の団体の維持、運営に係る経費とみなされるものも含む）
- キ 慰労会、会議、打ち合わせ、反省会等の飲食代、会議茶菓子代、アルコール酒類等
- ク 人件費（活動時のスタッフ、ボランティア等への運転手当、謝礼等を含む）
- ケ 個人から借用した車両や機器に対する謝礼（ガソリン代は除く）
- コ チャリティーイベントの開催経費、演芸会等の出演料・謝礼
- サ 領収書が無く、用途が不明なもの（発行元が応募団体のもの、個人名義のものも含む）
- シ 助成事業の実施に直接関係のない施設の使用料、事務機器類（パソコン、コピー機等）のレンタル

## 6 選考にあたって重視する点

- ① 一関市内の地域コミュニティ活性化を支援する事業であり、単に備品を整備することが目的ではなく、共同募金の趣旨に沿う住民同士の助け合いを促進する活動や仕組みづくりであるか。
- ② さまざまな人たちの参加と協力が得られており、住民参加による地域福祉の推進が行われているか。
- ③ 事業目的、計画、予算の内容が明確になっており、事業の成果が期待できるかどうか。
- ④ 団体運営・活動スタッフの体制において、事業の実施が十分可能であるか。
- ⑤ 団体代表と事務局及び会計担当が決まっており、活動実施・報告する体制があるか。

## 7 助成額

- ① 助成額  
ア 対象経費の総額の範囲内で1団体5万円以内とする（千円未満切捨て）。  
イ 応募数、申請金額が多い場合は審査により助成を決定します。
- ② 助成総額  
30万円

## 8 応募方法

応募書(様式1)の記入について

- ① 応募書、事業実施予算書に活動内容や必要性がわかるように記入してください。応募内容により、追加書類の提出を求められることがあります。
- ② 振込口座は、応募団体名義の口座または団体に属する本助成専用の個人名義口座を記入してください。本助成専用ではない個人名義口座への送金及び現金での助成は行いません。
- ③ 申請団体所在地の最寄の本会地区事務所に応募書を持参し、団体概要、活動内容を説明の上、書類をご提出ください。

## 9 応募受付期間と助成決定時期

| 時期  | 応募受付開始日      | 応募締切日         | 助成決定時期   |
|-----|--------------|---------------|----------|
| 第1回 | 令和2年2月14日(金) | 令和2年5月29日(金)  | 令和2年6月末  |
| 第2回 | 令和2年6月1日(月)  | 令和2年9月30日(水)  | 令和2年10月末 |
| 第3回 | 令和2年10月1日(木) | 令和2年12月25日(金) | 令和3年1月末  |

## 10 審査・決定

本会審査委員会（申請団体の出席と説明を求める場合がある。）による審査を経て、岩手県共同募金会で決定する。

## 11 助成金の交付

- ① 助成金は前払いとし、団体名義の預貯金口座へ送金するものとする。
- ② 決定の通知を受けた団体は速やかに「助成金交付申請書（様式2）」を本会に提出し、当該事業を実施するものとする。

## 12 事業内容の変更

助成決定後にやむを得ず事業内容を変更する必要がある場合は、「計画変更申請書(様式3)」を本会に提出し、事業の実施について本会の承認を受けなければならない。

## 13 助成の取消し

次に該当する場合は、助成が取消しとなる。なお、このとき既に交付した助成金がある場合は、全額を本会へ返還しなければならない。

- ① 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- ② 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- ③ 助成金により整備した機器等を恒常的に目的外に使用した場合
- ④ 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- ⑤ 事業実施年度内に事業を実施しなかった場合(決定前に事業に着手した場合を含む)
- ⑥ その他本会が不相当と認めた場合

## 14 共同募金助成事業の広報

- ① 助成金による事業を開催する場合は、事業への参加者に「共同募金による助成事業」であることを周知すること。また、配布物に「共同募金による助成事業」であることを付すること。
- ② 助成金で購入した機器等には必ず「共同募金標識シール」を貼付すること。
- ③ 助成事業決定後、一関市共同募金委員会の助成事業であることを回覧板や会報、団体ホームページ及び新聞などへの掲載により、積極的に地域住民へ周知すること。

## 15 精算報告

事業完了後1ヵ月以内に「精算報告書(様式2)」に次の書類を添付して、申請団体所在地の最寄の本会地区事務所に提出してください。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、本会に返金していただきます。

### 【精算報告書に添付する書類】

下記の①から③を必ず添付してください。なお、書類に不備がある場合や未提出の場合は、事業の実施、経費支出が確認できないことから、助成金の返還を求める場合があります。

- ① 支出内容を記載したレシート及び領収書の写し領収書の宛名は団体名と一致するようにしてください。(個人名義の領収書不可)なお、高速料金をETCで支払った場合など、どうしても団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。
- ② 活動状況を写した写真
- ③ 助成事業であることを記載した実施事業による広報紙、参加案内チラシ、印刷物等

16 書類提出先及び問合せ先

申請団体所在地の最寄りの本会地区事務所へ書類提出及び問合せ願います。

- (1) 一関地区事務所（市社協一関支部内）  
〒021-0877 一関市城内1番36号 TEL 23-6020
- (2) 花泉地区事務所（市社協花泉支部内）  
〒029-3103 一関市花泉町老松字水沢193番地1 TEL 82-4002
- (3) 大東地区事務所（市社協大東支部内）  
〒029-0521 一関市大東町渋民字大洞地55番地8 TEL 71-1177
- (4) 千厩地区事務所（市社協千厩支部内）  
〒029-0803 一関市千厩町千厩字町浦97番地1 TEL 53-2885
- (5) 東山地区事務所（市社協東山支部内）  
〒029-0302 一関市東山町長坂字西本町139番地1 TEL 47-3238
- (6) 室根地区事務所（市社協室根支部内）  
〒029-1201 一関市室根町折壁字八幡沖116番地 TEL 64-3983
- (7) 川崎地区事務所（市社協川崎支部内）  
〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前137番地 TEL 43-4323
- (8) 藤沢地区事務所（市社協藤沢支部内）  
〒029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏55番地 TEL 63-5122

社会福祉法人岩手県共同募金会一関市共同募金委員会  
〒021-0877 一関市城内1番36号（一関市総合福祉センター内）  
TEL 0191-23-6020 FAX 0191-23-6024